

令和5年9月5日  
学 務 課  
支 援 教 育 課

## 特別支援教育就学奨励費の支給範囲拡大による 児童・生徒に対する通学支援の拡充について

### 1 主旨

区立学校には、疾病や身体障害に起因した身体の脆弱性により、徒歩や公共交通機関利用による通常の経路及び方法による通学では身体への負担が極めて大きく、生命の安全性が確保できないため、通学が障壁となって学校での教育を十分に受けることが困難な児童・生徒が在籍している事例がある。

このため、徒歩や公共交通機関利用等による通常の経路及び方法による通学では身体の負担が極めて大きく、生命の安全性が確保できないことからタクシーや福祉タクシー（以下「福祉タクシー等」という。）で通学することが必要と認められる場合には、通学に要する福祉タクシー等の実費相当額を特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の通学費とし、支給対象を拡大する。

### 2 就学奨励費について

- (1) 就学奨励費は障害のある児童生徒が小・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国や地方公共団体が補助する制度であり、通学費も支給費目の1つとなっている。
- (2) 区における支給対象者は以下のとおりである。
  - ① 知的障害、肢体不自由又は自閉症・情緒障害の特別支援学級に在籍する児童生徒
  - ② 不登校特例校分教室に在籍する生徒
  - ③ 弱視、難聴又は言語障害の特別支援学級（通級指導学級）で指導を受けている児童生徒
  - ④ 特別支援教室で指導を受けている児童生徒
  - ⑤ 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒  
（⑤に該当する場合は、通常学級も含まれる。）
- (3) 国より特別支援教育就学奨励費補助金として、区の支給額の1/2または1/4（所得基準により1/4の場合あり）が補助される。
- (4) 国は、安全性等の観点からなど市区町村長または校長が適当と判断した場合には、通学費に福祉タクシー等の利用料を対象とすることが可能と示している。

### 3 就学奨励費の通学費の支給範囲について

#### (1) 現在の支給内容

最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

#### (2) 拡大する支給範囲

身体障害や疾病に起因した身体の脆弱性により、生命の安全性確保のため福祉タクシー等の使用が、医師の意見書に認められる場合の福祉タクシー等の利用料  
(児童生徒の通学に必要なものに限る。)

#### (3) 想定される対象者

- ① 自律神経、全身の筋の発育不良、無汗症等により体温調節が困難で、外気環境により全身状態に著しい負担がかかる児童生徒
- ② 呼吸機能が低下し、外気環境によりこれらの機能や全身状態に著しい負担がかかる児童生徒

### 4 概算経費

支給範囲を拡大した場合、対象となり得る児童生徒は数名と考えられる。

自宅から学校までの距離をおよそ1.5 kmとし、本年9月1日(2学期)より福祉タクシー等で通学する児童生徒が3名いると想定し、経費を概算する。

#### (1) 令和5年度(9～3月)

運賃(片道約3,000円×往復)	6,000円/日
通学日数	130日
対象児童生徒数	3名
合計(年間)	$6,000円 \times 130日 \times 3名 = 2,340千円$ (国の負担率: 1/2 想定、一般財源: 1,170千円)

#### (2) 令和6年度(年額)

運賃(片道約3,000円×往復)	6,000円/日
通学日数	200日
対象児童生徒数	3名
合計(年間)	$6,000円 \times 200日 \times 3名 = 3,600千円$ (国の負担率: 1/2 想定、一般財源: 1,800千円)

### 5 地域生活支援事業「移動支援」(障害福祉サービス)との関係について

地域生活支援事業「移動支援」は移動が困難な障害者(児)に対し、ヘルパーを派遣し外出時の支援を行うもので、通学や療育への通所の利用については家族による送迎等が困難などの理由がある場合に利用が認められていることから、就学奨励費の通学費と移動支援の併給および同時利用は妨げない。

### 6 今後のスケジュール(予定)

令和5年9月 保護者周知、申請開始